

軽自動車税の税率が変わります

地方税法の改正に伴い、平成27年度から軽自動車税の税率が変わります。
車両の種類や初年度検査年月によって、適用される税率が異なります。

平成27年より適用

＜三輪および四輪以上の軽自動車＞

初年度検査年月によって異なった税率が適用されます。

①平成27年3月31日までに新規購入した車両(初年度検査を受けたもの)…現行税率

②平成27年4月1日以降に新規購入した車両(初年度検査を受けたもの)…新税率

また、平成28年度から

③初年度検査から13年を経過した車両については新税率から約20%増税されます。(平成28年度の増税対象は、平成14年12月31日以前に初年度検査を受けた車両となります。)

車種		税率(年額)		
		(現行税率) ①平成27年3月31日以前に 新規購入した車両	(新税率) ②H27年4月1日以後に 新規購入した車両	(重課税率) ③初年度検査から 13年経過した車両
軽三輪		3,100円	3,900円	4,600円
軽四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円
		自家用	7,200円	10,800円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円
		自家用	4,000円	5,000円

※軽自動車税は毎年4月1日現在の所有者に課税されるため、平成27年度の軽自動車税は平成27年4月1日に購入した新車のみ新税率が適用されます。

平成28年より適用

＜原動機付自転車・二輪車等＞

新規登録や既存者にかかわらず、登録されているすべての車両に平成28年度から新税率が適用されます。

車種区分		税率(年額)	
		変更前 (H27年度まで)	変更後 (H28年度から)
原動機付自転車	総排気量	定格出力	
	50cc以下	0.6kw以下	1,000円
	50cc超90cc以下	0.6kw超0.8kw以下	1,200円
	90cc超125cc以下	0.8kw超	1,600円
	20cc超(三輪以上)	0.25kw超(三輪以上)	2,500円
小型特殊自動車	農耕作業用(トラクター・コンバイン等)		1,600円
	その他(フォークリフト等)		4,700円
軽二輪	125cc超250cc以下		2,400円
二輪小型自動車	250cc超		4,000円